

所定疾患施設療養費の算定について

当施設では、肺炎、尿路感染症、带状疱疹といった疾病を発症した場合の施設内での対応を評価する『所定疾患施設療養費』を、該当する利用者様に対して算定しております。

算定に当たっては、厚生労働省の規定により公表が必要とされておりますので、公表いたします。

算定条件

厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、※厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合。

* 所定疾患施設療養費（Ⅰ） 235単位

* 所定疾患施設療養費（Ⅱ） 475単位

介護保険施設サービスにおける所定疾患施設療養費の基準

所定疾患施設療養費（Ⅰ）の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

1. 診断、診察を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等診療録に記載していること。
2. 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。

所定疾患施設療養費（Ⅱ）の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

1. 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等（近隣の医療機関と連携し実施した検査等を含む）を診療録に記載していること。
2. 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
3. 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。